

青森県総合学校教育センター図書資料室管理・運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、青森県総合学校教育センター（以下「教育センター」という。）における図書資料室の管理・運営について、必要な事項を定める。

(管理・運営責任者)

第2条 教育センター図書資料室の管理・運営責任者は学校サポート委員会委員長とする。

(運営方針)

第3条 図書資料室の運営を通して、学校教育に関する資料及び情報を収集整理し、これを保存するとともに、研修、研究その他に活用できるよう提供し、また閲覧等の利用に供する。

(開所時間)

第4条 図書資料室の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、所長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休所日)

第5条 図書資料室の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び休日
- (3) 年末年始12月28日から12月31日まで及び1月2日から1月4日まで
- (4) 前3号に掲げるもののほか、所長が必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めたときは、休所日に開所することができる。

(利用対象者)

第6条 図書資料室の利用対象者は、県内小学校、中学校及び県立学校の教職員で教育資料及び図書資料等閲覧希望者とする。また、必要に応じて所長が認めた者とする。

(利用手続)

第7条 図書資料室を利用しようとする者は、受付において所定の手続きを行う。

(利用上の注意)

第8条 図書資料室の利用に当たっては、この要項に定める事項のほか、この要項に基づく利用に関する規程に従わなければならない。

(利用制限)

第9条 図書資料室の利用者が次の各号の一に該当する場合には、図書資料室の

利用を拒むことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき
- (2) この要項、又はこの要項に基づく規程等に違反したとき
- (3) その他、図書資料室の管理運営上支障があると認められるとき

2 前項に規定する場合のほか、所長が図書資料室の管理運営上必要があると認めるときは、図書資料室の利用を制限することができる。

(原状回復等)

第10条 利用者は、図書資料室の利用を終了したときは、ただちに図書資料室を原状に回復し、職員の確認を受けなければならない。

(図書・資料等の紛失、破損等の報告)

第11条 利用者が、図書・資料等を紛失・破損したときは、ただちに職員に報告しなければならない。

(禁止事項)

第12条 次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 図書・資料等を無断で利用した二次的著作物の作成等の著作権法に違反する行為
- (2) 図書・資料等の所定の手続を踏まない持出し
- (3) 図書・資料等の閲覧・収集と関係しない行為

(その他)

第13条 所長は、この要項に定めるもののほか、必要に応じて図書資料室の利用等に関する事項を別に定めることができる。

附則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。